平成２６年（フ）第９００４号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目10番７―102号
破産者　株式会社シガロ
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００５号
東京都立川市錦町６丁目18―４
破産者　常川　洋二
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１１号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目２番14号101号室
破産者　有限会社丸美建設
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１２号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目２―14　セフィラ鷺沼台Ⅰ―101
破産者　鳥谷部貴行
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１３号
千葉県習志野市本大久保３丁目３番７号
破産者　株式会社サンネット
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１４号
千葉県市川市宝１丁目10―20―402
破産者　鳥谷部慎二
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５８号
東京都大田区上池台５丁目２―10―304
破産者　磯谷　　隆
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９３号
東京都葛飾区東新小岩１丁目３番11号
破産者　有限会社阿凡商会
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９４号
千葉県成田市並木町25―168　神崎ハイツⅡ202
破産者　岸川　紘久
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９９号
東京都港区西麻布４丁目18番９号
破産者　株式会社写楽苦
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０４号
東京都江戸川区大杉３丁目22―18
破産者　岩崎　　貴
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０７号
東京都立川市一番町２丁目33番地の２　鈴木ビル302、商業登記簿上の本店所在地東京都立川市西砂町２丁目18番地の10
破産者　株式会社ドンマイ・カンパニー
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０８号
東京都立川市一番町２丁目33―２―302
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６４０号
東京都足立区日ノ出町29―２
破産者　村田美知夫
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８５３号
東京都調布市柴崎１丁目55―１―204
破産者　田淵　一行
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８８９号
神奈川県相模原市緑区町屋３丁目18―12　グランパン１―102
破産者　小林　　功
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９０号
神奈川県相模原市緑区町屋３丁目18―12　グランパン１―102
破産者　小林　千穂
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００６０号
東京都町田市三輪町102―１―101
破産者　外山　　靖
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００７７号
東京都渋谷区代官山町17―１―905
破産者　内川　久雄
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８０号
東京都杉並区松庵２丁目７―11―603
破産者　原　多恵子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８８号
千葉県野田市野田666
破産者　齋藤　義明
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１０３号
埼玉県所沢市大字北秋津355―７―105
破産者　鈴木　春夫
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部